

住宅金融支援機構による家賃債務保証保険

◆住宅金融支援機構は

制度開始

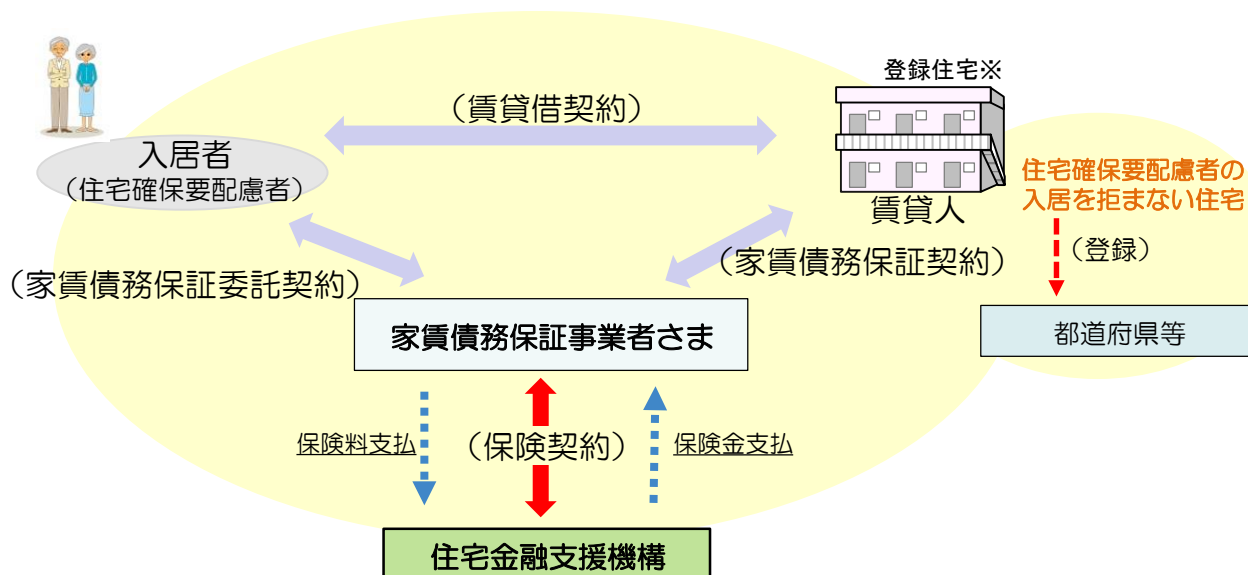
平成29年10月25日

家賃債務の保証を対象とした保険を開始しました！

家賃債務保証事業者さまが、登録住宅※に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証される場合に、住宅金融支援機構がその保証の保険を引き受けます。

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項に規定する登録住宅をいいます。

【制度のイメージ】



～家賃債務保証保険のご利用にあたって～

- * 国の家賃債務保証業者登録制度への登録または都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定が必要です。
- * 事前に住宅金融支援機構との保険契約の締結が必要です。

お問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構 住宅融資保険部融資保険企画グループ
住所：〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号
電話：03-5800-8149 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

商品概要

保険をご利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・国の家賃債務保証業者登録制度に登録された家賃債務保証事業者 ・都道府県知事に指定された住宅確保要配慮者居住支援法人
対象となる家賃債務の保証	登録住宅に入居する住宅確保要配慮者※の家賃債務の保証 ※ 登録住宅に入居を拒まないとする範囲が定められている場合は、当該範囲に属する者
保険の対象範囲	未払家賃（共益費・管理費を含む。）の保証 （原状回復費用、明渡請求訴訟費用、更新料等の一時金、残置物撤去費用、早期解約違約金等は対象外です。）
保険事故	家賃債務保証事業者による代位弁済があり、かつ、保証委託契約の終了または登録住宅の賃借人の名義変更があること。
保険金の支払時期	保険事故後に一括支払い （賃借人退去前であってもご請求いただけます。）
保険割合（填補率）	7割 ※ 保険金支払後、賃借人から回収があった場合は回収金の7割を納付
保険金の額 （住宅金融支援機構が支払う金額）	家賃債務保証事業者が代位弁済した金額の7割 ※家賃債務保証の開始日における月額家賃の12か月分×7割（8.4か月分）または100万円のいずれか小さい額が限度
保険期間	保証の開始日から保証委託契約終了日または名義変更日まで
保険料及び支払時期	月額家賃に25%（保険料率）を乗じた金額を、当初入居時に1回のみお支払いいただけます。
代位	保険金支払後、住宅金融支援機構は保険代位しません（＝非代位）。
連帯保証人	保証委託契約において、他に連帯保証人を求めています。はいけません。 （緊急連絡先を届け出させることは可能です。）

主な手続の流れ

